

公営住宅入居者募集のお知らせ（抽選）

募集期間： 令和8年1月21日（水）から2月13日（金）（土・日・祝日は除く）

受付時間： 午前8時30分から午後5時15分まで

入居資格： 箕輪町公営住宅管理条例第5条によります

申込方法： 必要書類を郵送又は建設課窓口まで持込（消印有効）

内覧予定： 令和8年1月29日午前10時00分（詳細は町HPに添付）

必要書類： ◎申込者全員の方が必要な書類等

・公営住宅入居申込書

・完納証明書【15歳以上の入居者全員】中・高生は除く

・連帯保証人確約書（町内在住者1名）

・個人番号届出書

※個人番号届出書を提出された場合、住民票と所得証明書が不要です。

・住民票【入居者全員】⇒本籍地、続柄が記載されているもの

・令和7年度所得証明書【15歳以上の入居者全員】中・高生は除く

（令和6年所得令和7年課税の所得証明書）

※状況により源泉徴収票、年金証書の写、給与証明書、退職証明書等が必要になります。

◎その他入居資格に関わる必要書類

・婚姻証明書・・・婚約中でこれから結婚される方

・身体障がい者手帳の写し・・・身体障がい者の方

※受付時に審査を行い入居資格に適合しない場合、受付しません。

※受付後であっても、入居資格に適合しないことが判明した場合には書類を返却します。入居資格を満たす方のみ抽選会へ参加できます。

※内覧を希望される方はご連絡ください。

◇抽選会： 令和8年2月20日（金） 午後6時00分～ 役場 203号会議室

※部屋に対して入居の申込が一人の場合は抽選会は行いません(2/16)までにお電話します。

※抽選会の開始時間までに入室されていない場合は、入居辞退したものとみなします。

選考方法： 申込み住宅タイプごと抽選します

入居説明： 抽選会終了後

入居日： 入居決定から2～3週間ほど 敷金（法定家賃3ヶ月分）納入後

募集住宅 *一家族一部屋のみの申し込みとします

団地名	部屋番号	構造	間取り	トイレ	最高家賃	最低家賃	建築年
長岡	62号	2階建	3DKB	汲取式	21,800円	14,600円	S57
	80号	2階建	3DKB	汲取式	23,100円	15,500円	S61

注：1 最高家賃額は入居時一般階層世帯の場合を例としています。（月額所得15万8千円）

※家賃は所得により変わります。

間取り記号凡例：算用数字＝部屋数 K＝台所 L＝居間 DK＝台所兼食堂

B＝浴室のみ Y＝風呂釜・浴槽付風呂

2 末尾Bタイプの住宅は浴室のみですので風呂釜・浴槽は持ち込みとなります。

3 団地内では自動車の駐車保管は原則として1軒につき1台、周辺道路は駐車禁止です。

4 犬・猫などのペットは、まわりの方々の迷惑となりますから飼うことはできません。

＜入居資格＞

(箕輪町公営住宅管理条例第5条)

■入居できるのは、次の条件をすべて満たす方です(または該当する方)

1. 一緒に住む親族がいること

現に一緒に暮らしている、または住む予定の親族がいること(婚姻関係・事実婚・婚約者含む)

ただし、次の方は単身での入居が可能です

- ◆ 60歳以上の方
- ◆ 生活保護受給者 他 ※1

2. 世帯収入基準(所得控除後の金額)が次のとおりであること

- ◆ 15万8千円以下
- ◆ 60歳以上、障がい者世帯(1～4級):21万4千円以下

3. 住宅に困窮していることが明らかであること ※2

4. 現在、箕輪町に住んでいる、または勤務先が箕輪町であること ※3

5. 町税を滞納していないこと

6. 入居者および同居予定の親族に、暴力団員が含まれていないこと

※1 配偶者から暴力被害を受けた、身体・精神・知的障がい者(1～4級)、海外からの引揚者等

※2 住める状態の持ち家をお持ちの方は対象外

※3 複数個所での勤務の場合、主な勤務先が箕輪町であること

【同意事項】

■自治会への加入が必要です

- 自治会に加入し、自治会活動に参加してください。(役員をお願いすることがあります)
- 自治会費、区費、消防費などの納入があります。
- 入居後、申込書に虚偽の記載が分かった場合、強制退去となります。
- 迷惑行為(騒音、異臭など)があり改善がない場合、強制退去となります。

【入居にあたり必要なもの】

■入居をする際に、各種書類のほか、次の準備が必要です

1. 連帯保証人 ※いずれの条件も満たす方

- ・ 町内に居住している方
- ・ 入居決定者と同等以上の収入がある方
- ・ 連帯保証人が外国人の場合は2名必要です

2. 敷金

入居時に 3 ヲ月の家賃に相当する金額が必要です
(家賃算定により異なりますが、約 3~12 万円ほど)

3. 風呂釜、給湯器の配管工事費用

- ・ 風呂釜は設置されていないため、ご自身でご用意いただきます
- ・ お湯が出ないため、給湯器の設置・配管工事が必要です(推定 30~40 万円)
※ご自身で業者さんに各種依頼をしていただきます

入居にあたり、一定の費用が必要です。

箕輪町役場 建設課 建設管理係 〒399-4695 箕輪町大字中箕輪 10298 番地 電話 0265 - 79 - 3167 (直通)
